

大田市告示第8号

大田市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱（平成21年大田市告示第76号）の一部を次のように改正する。

令和4年1月31日

大田市長 楫野弘和

第2条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「住宅品質確保法」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第3条第1項中「第3項」を「第5項」に改め、「規則第2条第1項」の次に「の表1、表2」を加える。

第5条を削る。

第6条第1項の表（1）の項及び（2）の項を削り、同表中「

(3)	住宅型式性能認定を受けた型式の住宅又は住宅の部分を含む住宅の場合	住宅型式性能認定書の写し
(4)	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅	型式住宅部分等製造者認証書の写し
(5)	第11条各号のいずれかに該当する場合	当該各号に適合することが確認できる書類
(6)	長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号。以下「長期使用構造基準」という）第3に定める、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている住宅の場合	特別評価方法認定のための審査に係る各試験等の結果の証明書又は長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書
(7)	新築又は増築しようとする申請住宅	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3の表2の（1）の項（ろ）の

		欄に示される基礎・地盤説明書及び平成21年国土交通省告示第354号評価方法基準第5の4の4-1(2)に定義される専用配管のうち、ガスに係るものを除く専用配管の配管経路図。ただし、増築しようとする住宅は既存部分を除く。
(8)	新築時に認定を受けた住宅に増築又は改築しようとする住宅で、長期使用構造基準の増改築基準により申請する場合	新築時の認定の取消通知書の写し

」を「

(1)	住宅型式性能認定を受けた型式の住宅又は住宅の部分を含む住宅の場合	住宅型式性能認定書の写し
(2)	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅	型式住宅部分等製造者認証書の写し
(3)	第10条各号のいずれかに該当する場合	当該各号に適合することが確認できる書類
(4)	長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号。以下「長期使用構造基準」という）第3に定める、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている住宅の場合	特別評価方法認定のための審査に係る各試験等の結果の証明書又は長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書
(5)	新築又は増築しようとする申請住宅	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3の表2の（1）の項（ろ）の欄に示される基礎・地盤説明書
(6)	新築時に認定を受けた住宅に増築又は改築しようとする住宅で、長期使用構造基準の増改築基準により申請する場合	新築時の認定の取消通知書の写し

」に改め、同条第2項の表(1)の項及び(2)の項を削り、同表中「

(3)	住宅型式性能認定を受けた型式の住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式の部分を含む住宅で、当該認定書の写しを添付した場合	当該認定書において明示することを要しない事項として指定されたもの
(4)	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅で、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付した場合	当該認証書において明示することを要しない事項として指定されたもの

」を「

(1)	住宅型式性能認定を受けた型式の住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式の部分を含む住宅で、当該認定書の写しを添付した場合	当該認定書において明示することを要しない事項として指定されたもの
(2)	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅で、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付した場合	当該認証書において明示することを要しない事項として指定されたもの

」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

第3章中第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(災害配慮基準)

第11条 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものとは、認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅が、次の各号に掲げる区域に建築されるものでないこととする。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間の内に解除されることが確実と見込まれる場合及び市長が認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅において長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると認める場合にあっては、この限りでない。

(1) 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域

(2) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域第12条第2項中「及び」を「又は」に改める。

第13条中「及び第2項」を「から第3項まで」に改める。

第14条第1項中「法第14条第1項第1号」の次に「及び第3号」を加える。

様式第2号中「第7条関係」を「第6条関係」に、「要綱第7条」を「要綱第6条」に改める。

様式第3号中「第8条関係」を「第7条関係」に、「要綱第8条」を「要綱第7条」改める。

様式第4号中「第9条関係」を「第8条関係」に改める。

様式第5号中「第10条関係」を「第9条関係」に改める。

附 則

この告示は、令和4年2月20日から施行する。